

国地契第51号  
国官技第251号  
国営整第141号  
平成20年1月18日

各地方整備局総務部長  
各地方整備局企画部長 あて  
各地方整備局営繕部長

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長

簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式に基づく  
建設コンサルタント等の選定手続における手続開始の公示に係る取扱いについて

簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続においては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。）記4（1）又は「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記4（1）に基づき、日刊業界紙に手続開始の公示を行うこととされているところであるが、最近におけるインターネットの普及によりホームページ（入札情報サービス（i-PPI））へのアクセス環境が大幅に改善されたため、今般、下記のとおり両通達を改正し、平成20年1月24日以降に手続開始の公示を行う業務から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 1. 簡易公募型プロポーザル通達について

記2（1）中「地方建設局長又は事務所長（以下「地方建設局長等」という。）」を「地方整備局長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）」

に改める。

記3本文及び(5)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記4(1)本文中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、「日刊業界紙に」を「掲示及びホームページへの掲載により」に、⑪中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、(3)を削り、(4)中「別添」を「別添1」に改め、(4)を(3)とし、記4に次の4項を加える。

(4) 地方整備局長等は、当分の間、(1)の公示に併せて、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限
- ② 担当部局
- ③ 説明書の交付期間、場所及び方法
- ④ 参加表明書の受領期限

(5) (4)の参考掲載を行うときは、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 業務名
- ② 参加表明書の受領期限
- ③ 説明書を入手するための照会窓口

(6) (4)の日刊業界紙は、次に掲げるもののうち、当該地方整備局管内において発行されているすべてのものとする。

- ① 日刊建設工業新聞
- ② 建設通信新聞
- ③ 日刊建設産業新聞

(7) (4)の参考掲載は、別添2の標準掲載例によるものとする。

記5(2)⑤中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記6(1)及び(2)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記7(1)、(2)、(3)及び(6)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

別添の前文中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添の2(1)②中「地方建設局」を「地方整備局」に、③中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、(2)中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

別添の5(1)中「地方建設局」を「地方整備局」に、(2)中「〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇建設弘済会 電話 0000-00-0000 交付に当たっては、0,000円を徴収する。」を「電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部局に照会すること。」に改める。

別添の6(2)中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添の7(4)中「Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction, 1-3-1 Otemachi Chiyoda-ku, Tokyo 100」を「Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-9724」に改める。

別添を別添1とし、別添2として次のように加える。

【別シートの別添2(プロポ)： 手続開始に関する参考掲載の標準例】

## 2. 簡易公募型競争通達について

記2(1)中「地方建設局長又は事務所長(以下「地方建設局長等」という。)」を「地方整備局長又は事務所長(以下「地方整備局長等」という。)」に改める。

記3本文及び(5)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記4(1)本文中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、「日刊業界紙に」を「掲示及びホームページへの掲載により」に、⑭中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、記4に次の4項を加える。

(4) 地方整備局長等は、当分の間、(1)の公示に併せて、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限
- ② 担当部局
- ③ 入札説明書の交付期間、場所及び方法
- ④ 参加表明書の受領期限

(5) (4)の参考掲載を行うときは、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 業務名
- ② 参加表明書の受領期限
- ③ 入札説明書を入手するための照会窓口

(6) (4)の日刊業界紙は、次に掲げるもののうち、当該地方整備局管内において発行されているすべてのものとする。

- ① 日刊建設工業新聞
- ② 建設通信新聞
- ③ 日刊建設産業新聞

(7) (4)の参考掲載は、別添2の標準掲載例によるものとする。

記5(2)⑤中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、(4)中「別添2」を「別添3」に改める。

記6(1)及び(2)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記7(1)、(2)、(3)及び(6)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記12(2)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、(3)中「別添2」を「別添3」に改める。

別添1の前文中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

別添1の2(1)②及び(2)中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添1の3(1)中「〒000」を「〒000-0000」に、「地方建設局」を「地方整備局」に、(2)中「〒000 ○○県○○市○○町○-○-○ ○○建設弘済会 電話0000-00-0000 交付に当たっては、0,000円を徴収する。」を「電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部局に照会すること。」に、(5)中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添1の4(2)②中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添1の5(1)中「Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction」を「Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism」に、(5)中「Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction, 1-3-1 Otemachi Chiyoda-ku, Tokyo 100」

を「Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-972 4」に改める。

別添2の前文中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の2. 中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

別添2の4. (1) ②及び(2) 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の5. 中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の6. (5) ⑤中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の8. (2) ②中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の9. (2) 中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の11. (2) 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の13. 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の21. (2) 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2を別添3とし、別添2として次のように加える。

【別シートの別添2（競争）：手続開始に関する参考掲載の標準例】

別記様式1中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

### 3. 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」について

「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号）記4（1）中「できるものとする。」を「できるものとする。また、日刊業界紙に参考掲載する英語記載は省略できるものとする。」に改める。